

特集・憲法「百年の計」

はし づめ だい さぶ ろう
橋爪大三郎
(東京工業大学教授)



1948年生まれ。東大大学院社会学研究科博士課程修了。フリーで執筆活動を続けたあと、89年東京工大助教授、のち教授。著書に「はじめての構造主義」(講談社現代新書)、「僕の憲法草案」(共著、ポット出版)などがある。

「パンドラの匣」の開け方

日本を世界から隔てる障壁となっている

憲法の教科書を開くと、憲法には、慣習法(二二五年のイギリス「マグナカルタ」に代表される)と成文法(アメリカ合衆国憲法やフランス革命時の共和制憲法)の二種類があり、などと書いてある。ではなぜこの二種類なのか、その理由がわかりにくい。私にいわせれば、法の形態は二種類かもしれないが、憲法の本質は一つ、「人民が自分たちの認める正統な権力をつくりだす」ことにつく。

もともと王政だったイギリスは、国王が人民の権利や自由

派に政権を任せることは考えられない。憲法九条を額面どおりに受けとり、非武装中立政策をとれば、日米関係が破壊されてしまう。自民党としては、憲法の条文はそのままにして自衛隊を強化し、「解釈改憲」ですませるのが得策だった。そもそも日本の戦後改革は、日本国憲法をもとに進められたものではない。財閥解体や農地解放などドラスティックな改革は、占領軍の手で「超法規的」に実施された。そうした改革の一環として、憲法も制定されたのだ。

これが国民の手でなされたのなら、国民は憲法にもっと関心をもたろう。戦後改革が頭越しに進められてから、「日本国民は自由な主権者で国家の主体です」といわれても、国民は「二重拘束(ダブルバインド)」に陥ってしまう。憲法の内容を信じるなら、それが「押しつけられた」のはおかしい。それが「押しつけ」なら、憲法の内容は信じられない。憲法改正論議が盛りあがり欠けるのは、国民が憲法を自分のものと考えることができなかった歴史的経緯のためだ。

憲法には、どういう役割があるのか。第一にそれは、権力行使する正しい手続きや存在すべき国家機関を定め、それら相互の関係を明らかにする。第二に、国家機関が侵害してはいけない基本的人権について、明記しておく。基本的人権は、特定の憲法(制定法)とは無関係に個々の人間にそなわっている自然権と考えるのが正しいから、憲法にその条文があっても、憲法が基本的人権を生み出したわけではない。

を侵害しないよう、その権力に制限を加えるというかたちで正統な権力を生みだした。いっぽうアメリカは、社会の伝統も、正統な権力も何もない状態で、独立することになった。そのため、契約のかたちで成文憲法を制定することが不可欠だと考えられた。フランス革命もこれを真似して国王を退位させ、共和制憲法を制定して人民の権力を樹立した。

これに対して大日本帝国憲法は、正統な権力として存在した天皇が、臣民のために制定してくださった「ありがたい」恩恵。おそれ多くて、少しぐらい矛盾や欠点があっても、憲法を改正しようとは誰もいいだせなかった。その欠点のおかげで軍部が暴走。敗戦をまねいて国家が破壊されたあと、今度は天皇にかわってアメリカが「理想的」な憲法を与えてくれることになった。

戦後、社会党など護憲派は、こんなにすばらしい憲法はないと感激した。改正などおそれ多いというのは戦前と変わらぬ。いっぽう自民党は、党の綱領に憲法改正を掲げたが、本気で取り組む気はなかった。そんなことをすれば国民の疑念をまねき、政権を失いかねない。理念ではなく軍事バランスで世界の平和が保たれている現実をみるなら、国民が護憲すなら、二十一世紀には勝ち残れない。

第三の役割は、国家が国際社会とどういう関わりをもつか、明確に規定することである。日本国憲法は、この点が曖昧だ。制定された当時、日本がいまのように世界第二の経済大国になるとは想定していなかったからである。グローバル化の結果、海外の人材は日本にも就職のチャンス求めている。日本の企業が国内の採用にこだわらず、海外に門戸を開きすなら、二十一世紀には勝ち残れない。

日本国憲法は、日本国民(日本人)の権利を保障する。誰が日本国民であるかは、別に国籍法が定める。これも含めて憲法なのだが、この国籍法やその運用が、外国人への壁になっている。たとえば、帰化を申請するには「日本人にふさわしい姓」に変えなければならない。民族的アイデンティティの否定に等しい。関連法規の全体を見直して、日本の社会を世界に開いていく努力が必要だ。

国籍を取得せずに、日本で生活する外国人も苦勞する。ビザ取得の手続きが煩雑(保証人を要求されるなど)。衣食住のうち、住(アパート契約)もままならない。就職しようにも、日本での学歴や資格がないと門前払いになりがちだ。日本国憲法は、法の下での平等を謳い、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」により差別されない、と宣言している。だがそれは日本国民に対してで、外国人は念頭にない。外国人が日本に定住して、日本社会の構成員になることを日本国憲法は想定していないし、そうした外国人を日本社会の

構成員として保護しようという考え方もない。外国人は差別や不利益を受けても仕方がないことになってしまふ。事実日本は、留学先、就職先、移住先としてあまり魅力のない国と外国人には映っているのである。日本で暮らす外国人が、日本国民に準じた市民生活を送ることのできる権利を保障するような、「市民権条項」を憲法に盛り込むべきである。

そもそも憲法を改正すべきか、改正すべきでないか。

いつまでたつても改正されないような憲法は、ただの飾りものにすぎない。少なくとも、現実と密着する生きた憲法ではないと思う。憲法や法律も、人間がつくったものであるから、欠点はあるし、時代にも遅れていく。それを絶えずチェックし、改めていくのが「リーガル・マインド」であり、人権感覚だ。日本国憲法は、国際化の波に洗われるいま、時代遅れとなり、日本社会を世界の人びとから隔てる障壁となっている。四方を海に閉ざされた日本は、かつて鎖国を行なった。憲法が、国際化する日本を否定し、再び孤立へと導く鎖国時代の「海」となってはならない。

与党も野党も特別チームを編成せよ

憲法はもちろん、あまりしばしば変わらないほうがよい。なぜなら、そこから社会的な安定が生まれ、将来の予見も可能になるからである。たとえばある日突然、私有財産権が否

定されてしまったら、われわれが生涯をかけ、営々と築き上げてきた資産はどうなってしまうのか。国民の生活の基盤が否定され、社会は混乱に見舞われよう。そんな不安定な社会で、誰がまじめに働くだろうか。

憲法は変わらないことで、社会に将来の予見性を与える。にもかかわらず、憲法はやはり、変わるときには必要な限りで、変わらなければならないのである。

憲法はいわば、エビやカニの「殻」のようなものだ。殻が丈夫でしっかりしていれば、事故や外敵の攻撃から身を守れる。でも中身は成長・変化を続けているので、しばらくすると殻がかえって邪魔になる。そこで今度はどんな殻がいいかと知恵を出しあい、すばやく新しい殻に取り換えるのだ。

どんなにすばらしい憲法でも、「ありがたい」と恐れ入って改正するかどうかの議論を避けていると、国民が思考停止になり、憲法がひからびてしまふ。人間の思考は本来、停止するはずはない。どの世代の国民も、憲法をより優れたものにつくりかえる能力があると私は信じる。

いざ憲法改正を具体的に論じるとなると、九条の問題をはじめ、微妙でやっかいな問題をさまざま考えなければならぬ。「バンドラの匣」のようなものだ。五年、十年かかろうとも、議論は慎重に、徹底的に進めるべきである。その結果、やっぱり改正しないことにしようという結論になったとしても、本気で議論したことが尊いのである。

では具体的に、憲法改正の実質的な議論を、国民のあいだでどう進めていけばいいのか。憲法の定める改正のルール

は、国会の三分の二の賛成で発議し、国民の投票の過半数の支持を得ることである。国会で三分の二の支持を得るには、与党が三分の二の議席を得るか、与野党が一致して賛成するか、二つの場合が考えられる。つまり、国民のコンセンサスの形成が、憲法改正の前提になる。現実には前者よりも、後者（与野党の一致）をめざすことになるだろう。

それには、与野党が別々に、あとで互いに歩み寄ることのできる二つの改正草案をつくり、それを持ち寄って討論することである。与野党は、国会議員のほかに民間人、有識者などを含む特別チームをそれぞれ編成する。そして公開の場で双方の改正草案を持ち寄り、徹底討論を行なう。互いの提案の長所や短所が明らかになるだろう。そこでそれから数カ月をかけて草案を修正し、二回目の討論を行なう。そしてまた

修正……と、必要なだけ繰り返し、議論が収束すれば与野党合同の改正案にすればよい。

国会の投票では、党議拘束をいっさい外し、国会議員個人の良心にもとづいて、賛否の自由投票を行なうことにしておく。この結果三分の二の賛成を得た改正案なら、国民の投票を仰ぐ価値があると思う。

改正の議論の過程で大事なものは、個人の発案によるアイデアを数多く集めることだ。アイデアは、討論で相互チェックや批判を加えられ、それに耐えたものが、いわば公共財へと昇華していく。過去、多くの憲法は、良識ある市民が一人かせいぜい数人で起草したものが多い。今後、なかなかそうはいかないとしても、政治的妥協のなかで憲法がわけのわからないものになってしまわないように、クリアなアイデアを改正案の起草作業のなかで、ますます磨きあげていくという姿勢が大切である。